

高砂市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添いこれを支える地域社会の形成を図り、もって市民等が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者及びその構成員をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接害を被るもののほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、犯罪被害者等の視点に立ち、適切に途切れることなく行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、

犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害したり、二次的被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等を支援するため、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、市民等及び事業者の理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪

被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものに対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後に生じた犯罪等の被害について適用する。